

令和7年10月1日

新たな資格制度と講習会体系 Q & A

不審庵 表千家同門会

令和8年4月1日、新たな資格制度と講習会体系が導入されます。

同門会員の皆様からのお尋ねにQ & A方式で回答させていただきます。ぜひご一読ください。

Q & Aの回答が不充分で、さらにご不明な点などがございましたら、ご遠慮なくお電話、eメールにてお問い合わせください。よろしくお願い申しあげます。

電話 075-432-2195

eメール jigyo@omotesenke.jp

下記の項目ごとにまとめています。

- ① 同門会員（一般会員）について
- ② 「表千家准教授」について
- ③ 「表千家教授」について
- ④ 「表千家教授会会員について」

① 同門会員（一般会員）について

Q1. 同門会員になる特典を教えてください。

- A.
 - ・家元本部行事（家元初釜、利休忌、全国大会、記念行事など）に参加することができます。
これらの行事には、お家元宗匠がお出ましになります。
 - ・本部講師が指導する「同門会員のための講習会」、支部総会での「本部講師の話」を所属支部で受講することができます。
 - ・各支部が独自の企画で行う支部行事（支部茶会、講演会、研修会、見学会など）に参加することができます。
 - ・月刊機関誌『同門』のお届け。
 - ・同門会員専用ホームページの閲覧。
 - ・表千家北山会館の入館割引、提携美術館の入館割引などが受けられます。

表千家同門会は公益活動をおこなう一般社団法人です。会員お一人おひとりのお力で、茶の湯文化をより広く深く普及していけるようご協力をお願いいたします。

Q2. 今回の新たな制度の導入で同門会の特典は変わりますか。

- A. これまでの特典に加えて、さまざまな研修会が拡充されます。会員の皆様のさまざまな学びの場が質・量ともに増えます。お茶を教える人とお茶を習う人、双方のより多くの方々に茶の湯を楽しんでいただける会づくりを目指します。
- 詳細は、令和8年秋の『同門』でお知らせいたします。

Q3. どうすれば不審菴に入門することができますか。

- A. 表千家茶道を習い、師事する先生（学校茶道の場合は学校）を通じて表千家不審菴にあなた様の入門の申請をしていただきます。不審菴から「入門」の許状がお手元に届きますと、不審菴入門者となることができます。

Q4. 自分が不審菴に入門しているかどうかは、どうすれば分かりますか。

- A. お手元に表千家家元不審菴から発行された「入門」の許状があるかお確かめください。ご不明な場合は表千家事務局までお尋ねください。
- [表千家事務局](#)

Q5. 私は不審菴入門者ですが、現在はお稽古をお休みしております。お稽古を続けていなくても同門会に入会できますか。

- A. はい、ご入会いただけます。

① 同門会員（一般会員）について

Q6. 紹介者（師事している先生）がいないのですが、同門会に入会できますか。

- A. はい、ご入会いただけます。

紹介者がおられない場合は、所属を希望される支部が紹介者となることができますので、支部事務所までお尋ねください。

[支部事務所](#)

Q7. 学生会員制度について教えてください。

- A. 表千家不審菴に入門されている満18歳未満の学生の方は、学生会員として同門会に入会いただけます。

ご入会されますと同門会員を対象とした行事はもとより、表千家学校茶道登録校の皆さんや学生会員を対象とした「学校茶道研修会」などに参加することができます。

学生会員の入会金は2,000円、年会費は3,000円です。

詳細は『同門』令和8年1月号でお知らせの予定です。

Q8. 青年部会員制度について教えてください。

- A. 青年部は、表千家茶道を学ばれる若い世代のあつまりです。

[現在活動中の42の青年部](#)

表千家青年部は、満18歳～満45歳までの不審菴入門者の方々の集まりです。令和8年4月1日、青年部が生まれ変わります。

詳細は『同門』令和8年1月号でお知らせの予定です。

[表千家青年部について](#)

Q9. 所属する支部は自分で決めることができますか。

- A. 原則としては、ご自身が居住されている都道府県・地区に所属していただいております。ただし、師事している先生が所属される支部や稽古場の所在地の支部、ご自身の実家のある支部、通勤・通学先の所在する支部などに所属していただくこともできます。

Q10. 所属する支部によってどのような違いがありますか。

- A. 家元本部行事の参加については、違いはありません。支部行事、支部だよりなどは、各支部が独自の企画でとりくんでき、それぞれの持ち味、独自色を發揮しております。

Q11. 引っ越しをして住所、電話番号が変わった場合、どのような手続きをすればよいですか。

- A. 会員様の登録情報に変更がある場合は、必ず表千家事務局までご連絡ください。引っ越しされた場合、必ずしも所属支部は変更していただく必要はございません。ご自身のご都合で、現在所属されている支部または転居先の住所の支部のいずれかを選ぶことができます。

[表千家事務局](#)

① 同門会員（一般会員）について

Q12. 海外に引っ越す場合はどのような手続きをすればよいですか。

- A. 表千家事務局までご相談ください。海外にはアメリカ合衆国に4つの支部がありますので、いずれかの支部に所属（転出）することもできます。また、支部は国内支部のまとまり、同門誌等の送付先だけを海外の住所に変更することもできます。

[表千家事務局](#)

[米国ハワイ支部、米国北加支部、米国南加支部、米国東部支部](#)

[表千家同門会 国際茶道協会](#)

Q13. 従来の「一般講習会」と新しい「同門会員のための講習会」の違いを教えてください。

- A. 「一般講習会」は主に資格をお持ちでない一般会員の方を中心とした講習会でしたが、「同門会員のための講習会」はすべての同門会員のための<基礎講習>として、より内容を充実して生まれ変わります。支部総会での「本部講師の話」もより多彩なテーマで開講されます。令和8年度までの「一般講習会」は、令和9年度から「同門会員のための講習会」に移行いたします。

詳細は、令和8年秋の『同門』でお知らせいたします。

② 「表千家准教授」について

Q14. 「表千家准教授」になると何ができるか教えてください。

- A. ・ご自身が伝授されている相伝の一段階下の種目まで取り次ぐことができます。
・「表千家准教授のための講習会」を受講することができます。

ご自身の稽古場をはじめ、支部が派遣する茶道講師や助手として学校茶道や茶の湯文化にふれる体験学習などの場で表千家茶道を教えることができるようになります。

教授活動をされない方も、表千家茶道の修養をさらに積むことができます。

Q15. 「表千家准教授」の申請条件を教えてください。

- A. 次の3つの条件を満たす方です。
・同門会員であること。
・唐物以上を取得されていること。
・令和9年度から開講される「表千家准教授のための講習会」を受講する意志があること。

Q16. 表千家准教授の条件の「「表千家准教授のための講習会」受講の意志があること」とはどういうことでしょうか。

- A. 「表千家准教授のための講習会」は、教える人としての基本を習得する講習会です。「表千家准教授」になるための<養成期間>として開講されます。約5年をかけて所定の課目を修養いたします。こうした位置づけから「表千家准教授」の皆様には、「表千家准教授のための講習会」の受講をお願いし、申請時にその意志を確認させていただくこととなりました。

Q17. 「「表千家准教授」の条件を満たされる方には、本年10月下旬に不審菴から直接ご案内を差しあげます。」とありますが、具体的な条件を教えてください。

- A. 次の2つの条件を満たす方です。
・令和7年9月までに同門会に入会されている方
・令和7年9月までに唐物を取得されている方

なお、現在「表千家講師」の方は、制度移行の現時点で受講の意志が未定もしくは無い方も、皆様、令和8年4月1日付で「表千家准教授」へ移行登録されますのでご安心ください。

また、現時点で受講の意志がない方にも、念のため令和9年度の「表千家准教授のための講習会」のご案内をお送りいたしますので、その折に詳細をご確認ください。

Q18. 「表千家准教授」は「ご自身が直接申請することができます」と書かれていますが、具体的な手続きを教えてください。

- A. 従来の「表千家講師」では、登録申請書は、ご本人あてではなく師事している先生あてにお届けしておりました。ご事情で稽古を休止されている方や先生が不在の方には、登録申請の機会が限られておりました。

新たな「表千家准教授」では、条件を満たしているご本人あてに登録申請書を直接郵送いたします。これにより、ご自身の意志で申請することができるようになります。

② 「表千家准教授」について

- Q19. 「表千家准教授」は「表千家教授」に進むためのワンステップとされていますが、必ず「表千家教授」に進まないといけないのですか。
- A. 「表千家准教授」のまま教授活動を続けることもできます。また、教授活動をされていない方も「表千家准教授」としてご活躍いただくことができます。「表千家教授」になると、令和9年から新たに開講される「表千家教授のための講習会」を受講することができ、さらに表千家茶道の修行を深めることができます。ご自身のペース、計画でご検討ください。
- Q20. 「表千家講師」を取得していますが、「表千家准教授」に移行されるとどうなるのでしょうか。
- A. 「表千家講師」は、令和8年4月1日より「表千家准教授」という名称に改められます。
お持ちの「表千家講師」の木札、任定書はそのまま有効です。これまでどおり表千家茶道を教え、入門相伝申請をしていただくことができます。
「表千家講師」の皆様には、本年10月下旬にお手紙で詳しいご案内を差し上げます。新たに「表千家准教授」の木札、任定書を発行することもできます。希望される方は、お手元に届くご案内をお読みいただきお手続きください。
- Q21. 「表千家講師」と「表千家准教授」はどのようなところが違うのですか。
- A. 名称の変更ですので、申請条件や内容は変更ありません。いずれも同じく教授活動や入門相伝申請をしていただくことができます。
変更点は以下の3点です。
- ・ご自身が申請することができます。
 - ・入門相伝の取次をされていない方も「表千家准教授のための講習会」（現在の「教授者講習会」の発展版）を受講することができます。
（従来の「資格者講習会」は令和8年度をもって廃止されます）
 - ・同門会を退会されると「表千家准教授」（「表千家講師」から「表千家准教授」に自動的に移行された方も含む）の資格が停止されます。なお、再入会いただくことで維持されますのでご安心ください。
- Q22. 唐物の免状を取得しているのですが、現在お稽古はお休みしております。同門会に入会すれば、「表千家准教授」の申請ができるのでしょうか。
- A. はい、できます。
「表千家准教授」の申請に際しては、紹介者が必要となります。やむを得ず現在師事している先生がおられない場合は、表千家事務局までお問い合わせください。「表千家准教授」の条件を満たされた方には、不審菴からご案内を差しあげます。
新たに稽古場をお探しの場合は、表千家ホームページの「稽古場案内」からお申し出いただけます。
[表千家事務局](#)
[稽古場案内](#)

② 「表千家准教授」について

Q23. 同門会を退会したら「表千家准教授」の資格はどうなるのですか。

- A. 「表千家准教授」の資格が停止されます。入門相伝の取次ができなくなり、すべての講習会の受講ができなくなります。再入会いただくことで維持されますのでご安心ください。

Q24. 「表千家准教授」は、不審菴納付金を納める必要がありますか？

- A. 「表千家講師」と同様に納付のご協力をお願い申し上げます。不審菴納付金は、表千家家元に伝わる露地茶室、茶道具の恒久保存、有形無形の表千家茶道の継承、茶の湯文化の普及などに幅広く活用されております。「表千家准教授」の皆様には取得の翌年度から、同門会費に加え不審菴納付金の納入をお願いいたします。

Q25. 不審菴納付金を納めないとどうなりますか。

- A. 入門相伝の取次ができなくなります。また、「表千家准教授のための講習会」の受講ができなくなります。皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

Q26. 従来の「教授者講習会」と新しい「表千家准教授のための講習会」の違いを教えてください。

- A. 令和8年度までの「教授者講習会」は、令和9年度から「表千家准教授のための講習会」に移行いたします。

「教授者講習会」は「表千家講師」のうち入門相伝の取次をされている方だけを対象とした講習会でしたが、「表千家准教授のための講習会」はすべての「表千家准教授」（現「表千家講師」ふくむ）の方が、取次の有無を問わず受講できるようになります。表千家教授になるための<養成期間>としての講習会です。約5年をかけて所定の課目を修養する点は同じですが、より内容を充実し発展いたします。

詳細は、令和8年秋の『同門』でお知らせいたします。

Q27. 現在「教授者講習会」を受講中です。まだ未受講の課目があります。「表千家准教授のための講習会」に移行されたらどうなりますか。また「教授者講習会」の受講者証や教本は継続して使えますか。

- A. 「表千家准教授のための講習会」は、「教授者講習会」で未受講の課目を継続して受講いただけるように設定される予定です。また、教授者講習会受講者証はそのままお使いいただけます。教本や講習会の詳細は、令和8年秋の『同門』でお知らせいたします。

Q28. 現在「表千家講師」の資格を取得していますが、取次はしておりません。新たな「表千家准教授のための講習会」は取次していなくても受講できるとのことですが、教本と受講者証は送っていただけるのでしょうか。

- A. 「表千家准教授のための講習会」の受講意志を登録された方で、令和9年度にはじめて受講される方には、令和9年2月中に送付の予定です。

② 「表千家准教授」について

Q29. 「所定の課目を受講できなかった方のための補講」について教えてください。

- A. 従来の「教授者講習会」では、当年度の所定課目を受講できなかった場合、次の機会は5年後となっていました。新たな「表千家准教授のための講習会」では、<養成期間>をより集中的に経ていただくため、当年度に受講できなかった課目の補講の機会を設けます。
詳細は、令和8年秋の『同門』でお知らせいたします。

Q30. 新たな「表千家准教授のための講習会」の所定の課目とは、従来の「教授者講習会」の五課目のことでしょうか。また、所定の課目をすべて修了した後も繰り返し受講することができるのでしょうか。

- A. 新たな「表千家准教授のための講習会」の課目は、従来の五課目を基本として検討されておりますが、講習内容はさらに充実されます。修了後の再受講の受け入れについても、検討中です。「表千家准教授のための講習会」は表千家教授になるための<養成期間>としての講習ですので、修了された方には「表千家教授」となっていただき、さらにその資質維持を目的とした「表千家教授のための講習会」の受講をお勧めいたします。
詳細は、令和8年秋の『同門』でお知らせいたします。

Q31. 開催日等の都合で所属支部での受講が叶わない場合は、従来の「一般講習会」「資格者講習会」「教授者講習会」と同じように新たな講習会でも受講地変更ができますか。

- A. はい、できます。
ただし、変更希望の会場が満席の場合は、さらに別の受講地の案内をさせていただきます。

③「表千家教授」について

Q32. 「表千家教授」になると何ができるのか教えてください。

- A.
 - ・盆点までのすべての相伝種目を取り次ぐことができます。
 - ・令和9年度より新たに開講される「表千家教授のための講習会」を受講することができます。

「表千家教授」の皆様は、豊かな修養を積まれた表千家茶道の担い手として表千家茶道を伝授することができます。ご自身の稽古場をはじめ、支部が派遣する茶道教授として学校茶道や茶の湯文化にふれる体験学習などの場で表千家茶道を伝授することができるようになります。教授活動をされない方も、表千家茶道の修行をさらに積むことができます。

Q33. 「表千家教授」の申請条件はどのように変わりますか。

- A. これまでの申請条件は次の通りです。
- ・同門会員であること。
 - ・教授者講習会の5課目を修了されていること。
 - ・盆点の相伝を受けて10年以上経過していること。
 - ・年齢が数え年50歳以上であること。
 - ・取次を始められてから10年以上経過していること。

令和8年4月からの新条件は次の通りです。

- ・同門会員であること。
- ・盆点の相伝を受けて2年以上経過していること。
- ・「表千家准教授のための講習会」の所定の課目を修了されていること。
- (現在の「教授者講習会」修了者も含む)。

取次の有無、年齢を問わず、教える意欲のある方に「表千家教授」となっていただくことを目的としております。

Q34. これまでの「表千家教授」と新たな「表千家教授」に違いはありますか。

- A. 相伝取次に関しては変更ございません。

変更点は以下の2点です。

- ・新たに創設される「表千家教授のための講習会」を受講することができます。
- ・同門会を退会されると「表千家教授」の資格が停止されます。再入会いただくことで維持されますのでご安心ください。

Q35. 「「表千家教授」の条件を満たされる方には、本年10月下旬に不審庵から直接ご案内を差しあげます。」とありますが、具体的な条件を教えてください。

- A. 次の3つの条件を満たす方（または本年その条件を揃えられる見込みの方）です。

- ・令和7年9月までに同門会に入会されている方
- ・令和6年12月までに盆点を取得されている方
- ・令和7年9月までに「教授者講習会」の5課目を修了された方
(今年度中に修了される見込みの方も含まれます。)

③「表千家教授」について

Q36. 「「表千家教授」の申請に際し、保証教授者を要しません。」と書かれていますが、具体的な手続きを教えてください。

A. 従来の「表千家教授」では、登録申請に際して、必ず師事している先生の署名捺印が必要でした。ご事情で稽古を休止されている方や先生が不在の方には、登録申請の機会が限られておりました。

新たな「表千家教授」では、ご自身の意志をもって登録申請ができるようになります。

ただし、40歳未満の方は保証教授者が必要です。40歳未満の方で師事している先生がおられない場合は、表千家事務局までお問い合わせください。

[表千家事務局](#)

Q37. 申請条件は満たしているのですが、現在お稽古は休止しております。同門会に入会すれば「表千家教授」の申請ができるのでしょうか？

A. はい、できます。

新たな「表千家教授」の申請では、師事している先生のご署名は要しません。ただし、40歳未満の方は必要です。40歳未満の方で師事している先生がおられない場合は、表千家事務局までお問い合わせください。

新たに稽古場をお探しの場合は、ホームページの「稽古場案内」からお申し出いただけます。

[表千家事務局](#)

[稽古場案内](#)

Q38. 同門会を退会したら「表千家教授」の資格はどうなるのですか。

A. 「表千家教授」の資格が停止されます。入門相伝の取次ができなくなり、すべての講習会の受講ができなくなります。再入会いただくことで維持されますのでご安心ください。

Q39. 「表千家教授」は、不審菴納付金を納める必要がありますか。

A. 引き続き、納付のご協力をお願い申しあげます。不審菴納付金は、表千家家元に伝わる露地茶室、茶道具の恒久保存、有形無形の表千家茶道の継承、茶の湯文化の普及などに幅広く活用されております。「表千家教授」の皆様には取得の翌年度から、同門会費に加え不審菴納付金の納入をお願いいたします。

Q40. 不審菴納付金を認めないとどうなりますか。

A. 入門相伝の取次ができなくなります。また、「表千家教授のための講習会」の受講ができなくなります。皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

③「表千家教授」について

Q41. 新たに開講される「表千家教授のための講習会」について教えてください。

- A. これまで「表千家教授」を対象とした講習会はありませんでした。「表千家教授」と「表千家講師」の方合同で「資格者者講習会」が開催されてきました。「表千家教授のための講習会」は「表千家教授」の方だけを対象とした講習会です。その資質を維持するための＜道場＞としての位置づけです。教授活動の有無、取次の有無を問わず、「表千家教授」の方であればどなたでも受講いただけます。

詳細は、令和8年秋の『同門』でお知らせいたします。

Q42. 従来の「資格者講習会」はなぜ廃止されるのですか。

- A. 新しい資格制度と講習会体系では、資格と講習会が整合されます。「表千家教授」の方は「表千家教授のための講習会」を、「表千家准教授」の方は「表千家准教授のため講習会」をそれぞれ受講できるようになり、講習内容もより充実されます。

④ 「表千家教授会会員」について

Q43. 「表千家教授会」の会員になると何ができるのか教えてください。

- A. 「表千家教授会会員」の記章、入会登録証が授与されます。「表千家教授会会員」のみを対象とした「表千家教授会の集い」に毎年度参加することができます。家元本部行事の優先案内を受けることができます。
- 「表千家教授会会員」の皆様は、家元での集いや講習を通じて、その教えを受けることができます。

Q44. これまでの「表千家教授会」と新たな「表千家教授会」に違いはありますか？

- A. 「表千家教授会の集い」が、発会当初の主旨である<家元での親睦の集い>として毎年度開催されます。講習も含めた集いがさらに充実されます。

Q45. 「表千家教授会」に入会するには、どうしたらよいでしょうか？

- A. 条件を満たされた方には、不審菴からご案内を差しあげます。
- 入会の条件は、次のとおりです。
- ・同門会員であること。
 - ・「表千家教授」であること。
 - ・入門相伝の取次実績や支部での功労等において、一定の条件を満たされた方
- 条件の詳細は、次回登録時点に決定されますので、控えさせていただきます。

Q46. 「表千家教授会」の案内はいつ頃届きますか？

- A. 条件を満たされた方には不審菴からご案内を差しあげます。次回、第3次入会登録は令和10年を予定いたしております。

Q47. 「表千家教授会」の会員になると同門会費や不審菴納付金とは別に毎年度教授会費を納めるのでしょうか。

- A. 入会時に登録料を納めていただきますが、「表千家教授会」の年会費はございません。
- 同門会の年会費と不審菴納付金を毎年度お納めいただきます。

Q48. 同門会を退会したら「表千家教授会」の会員籍はどうなるのですか。

- A. これまで同様、同門会退会をもって「表千家教授会」も退会となります。